

平成 30 年度 地方独立行政法人那覇市立病院 障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進に関する方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、地方独立行政法人那覇市立病院が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

なお、那覇市に所在の障害者就労施設等からの調達を優先する者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年第 84 号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく施設。
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年第 123 号以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ②障害者の割合が従業員の 20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達する物品等の対象

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が供給する物品調達とする。

6 担当窓口

本方針の担当窓口は、総務課（以下「担当課」という。）とする。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の共有

担当課は、市内の障害者就労施設等から提供を受けることが可能な物品等などの、調達推進のための情報を提供する。

(2) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を効果的に利用する。

8 共同受注窓口の活用

共同受注窓口は、受注内容に応じて複数の障害福祉サービス事業を行う施設等に受注業務をあっせん・仲介する窓口である。なお、共同受注窓口を利用するなど、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、効果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。

9 調達方針及び調達実績の公表

調達実績については会計年度の終了後、地方独立行政法人那覇市立病院のホームページで公表する。

10 調達の目標

前年度の調達実績以上となるように努めるものとする。

11 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

附則

本方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。